

第4回地域の医療を地域で守るための条例策定審議会 会議概要

日 時 平成28年7月21日（木）13:00～14:40

場 所 鳴門市役所3階会議室

出席者 委員14名（欠席3名）
健康福祉部長、参与、健康政策課職員5名、長寿介護課長、保険課長

備 考 本審議会は公開で開催された

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

（1）仮称）鳴門市地域の医療を地域で守るための条例素案について

会 長）前回の審議会では、徳島県の地域医療構想について説明を受け、意見交換を行った。これまでの3回の審議会を通じて、委員より様々な意見、提言をいただき、今回からは具体的な条例素案の審議に入りたい。

～事務局より条例素案の説明（略）～

会 長）事務局から条例の素案について説明があったが、解説書を元に議論を深めていきたい。この解説書については、条例が制定された後、広報や市民に対する啓発等、様々な場面での活用が予定されている。条文案そのもの、また解説書についても、意見をいただきたい。

委 員）この条例の素案を読んで、医療にも限りがあるということ、「医療は限りある資源」であるという言葉が良いと思った。また、用語の定義の中で、（1）市民の定義に、鳴門市内に住む人、通勤する人及び通学する人と書いてあるが、近年、国際的になってきて外国の方もいる。鳴門に住んでいて、住民票がない方もいると思うが、そんな方はどんな表現になるのか。

事務局) 市民の定義については、市の最上位の条例で、「鳴門市自治基本条例」というのがあり、この条例の定義と同じような内容にしている。住む人とは、住民票がある人はもちろんのこと、住民票がなくても滞在している方や、通勤、通学だけで鳴門市に来ている方なども広く含めている。

委員) 市民とは、鳴門市に住む人だけで良いのではないか。滞在する人は、旅行者であり市民とは違う。通勤や通学している人も市民と違うのでは。市民とは、税金を払っている人が市民ではないか。

事務局) 通常、行政では、住民票のある方を市民という書き方をする。あえて「住む人」と書いてあるのは、住んでいるけど住民票がないという方も含めた表現としている。委員の、住民票はないが住んでいる方に対しては「住む人」でくくらせていただきたいと考えている。市民とは税金を払っている方という意見もあると思うが、鳴門市に住んで暮らしを立てている方も含めた言い方として、このように表現させていただいている。

委員) 都会で、介護が必要な人等は、地方に住民票がなくても住ませてほしいと入ってくる。限られた資源の中で、「住む人」ではなく、「住民票がある人」にしておかないと、流入してくる人の面倒も全部みなければいけないということになるのではないか。

事務局) 委員のご指摘のとおり、「鳴門市自治基本条例」の策定の際に、市民の定義については議論が多かった。市民の概念をどこまで捉えるかは、色々な考え方がある。最終的に、市民とは鳴門市に住民票がある人だけでなく、通勤する人、通学する人も含めた広い意味で捉えるのが適切ではないかということとなった。この度の条例についても、この基本的な考え方にさせていただいた。

介護の領域では、住所地特例などの制度もあり、住民票のある地域から費用をいただくことも謳われている。国がシステム的に、地方への移住を勧めているというのも事実だが、今回については、健康づくりという趣旨でも策定しているので、このような形でいかせていただきたい。

会長) 実際、鳴門市内の医療機関には、鳴門市民だけが通院しているというのではない。市外、広くは県外から通院されている方がいる。「医療は限りある資源」であるということを、住民票を持ってない方にも理解をしていただいて、この条例の方向に沿って協力していただく、役割を果たしていただくという趣旨もあるのではないか。市民以外の方にも鳴門市のこの条例を理解し、協力していただくという趣旨で、市民の定義を通院する人等も含めるということで、ご理解いただきたいということであった。

委員) 前文とは人で言えば顔の部分。したがって、スッキリ、明快に、尚且つインパクトがあって、地域色、いわゆる鳴門市色を盛り込んでもらいたい。4段落に分かれているが少し長いのではないか。3段落にすれば、もう少し分かりやすくなるのでは。あまりにも前文に盛り込み過ぎると、パッと見て理解しにくい。看板みたいに、すぐ理解できるようなまとめ方が必要なのではないかと感じた。

会長) 基本理念というところが、「健康づくり」と「地域医療を守り育む」という考え方の根本になる。例えば、基本理念の第3条の第1号のところの表現で、「健康づくり」は市民一人ひとりの心身の状態等に合わせて、自主的かつ積極的に、生涯にわたって継続的に行われるものでありとなっているが、やや受動的な表現になっているように思う。解説を見ると、市民の主体性が出ているが、条例の本文では、やや受動的な感じ。むしろ、解説の方が、市民一人ひとりの主体性がより強く出たのではないかという感じをもった。

委員) 前文に主語がない。誰が何を望んでいるのかわからない。

事務局) 「市民誰もが」とした方がわかりやすいというご意見だと思うので、訂正する。

会長) 「市民の役割」、「医療機関等の役割」、「市の責務」を定めており、重みづけが違うのかなと思う。そのようなところも含めて、市民が当事者に、市民が主体的にというところが繰り返し議論されてきたが、主体的に取り組む「市民の役割」はこの条文案で良いのか、市民の役割とするには、少し飛躍しすぎているのではないかな等も含めて、ご検討、ご議論があれば。

委員) 「市民の役割」と「医療機関等の役割」は、事項の実施に努める。市は責務なのに、事項の推進に努めるとなっているが。

会長) 市民・医療機関等は役割、市は責務。責務がはるかに重い感じがする。そういう意味で、市の役割は、はるかに重いという意味合いも出てくるように思う。その責務という言葉を受けた条文になっているのかというご意見だと思う。

事務局) 責務で、「推進に努める」では弱いのではないかというご意見であり、十分検討し、訂正させていただく。

会長) 「市民の役割」のところ、第4条第4号以外のところは何々のためなど前書きが

あるが、第4号だけではない。解説書では、身近な医師等に日常的な診療や自分の健康管理の相談ができるような体制をつくっておくことと趣旨が表されていて、他の号とのバランスからいうと、解説書の方がバランス的に合うように思う。

また、第6号のところでは、医療の主体的な選択が役割と記載されている。現実、努力していくのも難しいところもあると思うがどうか。

第5号のところでは、限られた医療資源ということで、安易な夜間及び休日の受診を控え、緊急の場合を除いて診療時間内に受診することと、非常に具体的な表現をしているなど、統一されていないところがある。

委員) 第5号までは予防。第6号だけが現実の問題となっているので、違和感がある。

会長) これまでも審議会で、できるだけ市民が分かりやすい表現というのが出てきていた。医療のところは専門的なところもあり、やむを得ないところもあるかもしれないが、できるだけ平易に、市民がわかるような表現になればと思う。

会長) 市民、医療機関については、役割という表現。三者を同じ重みでなく、市は責務にしたというのは何か意図があるのか。

事務局) 市としては、同じレベルでなく、「責務」というぐらい、役割を一步超えてというところを意識している。

会長) 「医療機関等の役割」の中で、第4号のところ、医療の担い手の確保を図るとともに、将来の地域医療を担う人材を育成することが、医療機関等の役割にあるが、いかがか。

委員) これが最も難しいところ。以前であれば、大学にお願いすればすぐ人を送ってただけだが、現状では大学も周囲も人材が少ない。どこの病院長も人材の確保に苦しんでいる。研修医を預かっているが、鳴門へ囲い込むだけでなく、徳島県全域で活躍してくれるような、大きな広がりで考えている。もちろん、鳴門に残っていただけると一番良いが、地域医療を担うという意味では、鳴門の医療というものを超えて考えている。

徳島県鳴門病院は、鳴門市を中心とした、板野東部、一部東讃、淡路島南部等が医療圏。それと、手の外科等、特殊な領域に関しては、全県的、あるいは四国の他地域からもドクターヘリで運ばれてくる。当然ながら一番大切なのは、鳴門地区のことと考えていて、鳴門地区の急性期医療を鳴門市医師会等と非常に緊密な関係をもって、担っていきたい。紹介された患者に適切かつ高度な医療を提供して、また再紹介する。

現在、二次救急までの受入は92%対応できているが、できるだけ救急医療を受ける。そういうことを引き続き担っていく。鳴門地区の病診連携と救急医療のことを一番大切なこととしてやっているが、私たちはもう少しエリアの広がりを考えながらやっている。「市民の役割」については、私たち病院への配慮も検討しながら条例ができつつあるのかなと感じている。

会 長)「医療機関等の役割」には、医療の担い手の確保とか、広く徳島県の地域医療の人材を確保するという役割を与えられているわけだが、一医療機関だけでできるわけではない。第7条のところにもあるが、市、県を含む行政と医療機関とが連携して、協力し合って、担い手の確保や地域医療の人材育成に取り組んでいくという理解でいいのか。

また、「市民の役割」の第6号については、抽象度の高い表現であるのに対して、第5号は極めて具体的な表現になっている。この5号は解説の中で、医療関係者の疲弊を防ぐために、安易な夜間、休日の受診を控えましょうということになっているが、このことが、市民が病院に行くのを控えようという、全体の抑制基調にまでつながるということは加味されていないか。

「健康づくり」に関して、鳴門市民の健診率の問題があるが、「市民の役割」の第3号のところに出てくる。一人ひとりに対して意識付けをしていくというのは、まさにそのとおりだが、分かっている人はちゃんと受診している。その気にならない人をどうするかというのも課題となっているが、同第2号の解説のところにある、家族や学校、職場の仲間、地域住民が声を掛け合い、他者の健康づくりにも関心をもち、協力していくということを、第3号にも絡ませると健診率の向上に効果があるのではないかなど。

事務局) 次回までに整理させていただく。

会 長) 第7条の基本的施策等、第8条の推進体制の整備などについて、ご意見いただければ。

委 員) 第7条第2号で、地域、学校、職場等において啓発及び教育を積極的に行うことと書かれているが、鳴門市の方ではチャレンジデーを開催したり、定期健診の補助や市が主催の健康にちなんだ企画等を催しており、保護者としてありがたく思っている。これからもどんどん、そのような企画、子どもたちが、より良く健康になるための企画等を考えていただけたら、ありがたいと思う。

会 長)「健康づくり」については、子どもの頃からの教育を通じて、健康に対する関心等

の理解が進んでいく。子どもの頃にきちんと受け止めたものは生涯持つていく。子どもたちに対する健康や教育についての取り組みに関して、引き続き積極的にしていただきたい、そういうご意見であった。

市が直接できるということは限られる。ここでは、相談や啓発、教育であるとか、市民の意識づくり、様々な情報の提供が、市の役割と表現されている。地域医療の確保についても、正しい情報の積極的な提供について書かれており、様々な機関と連携をするという役割が、ここで表されているのかと思う。自ら予算をとって何かの事業をするというものでなくても、情報を提供したり、相談にのったり、関係者を結びつけていくということも、市としての健康づくり、地域医療の確保の基本的な位置づけになるということも考えられる。

委員) 歯科衛生士の専門学校で学外実習の引率をしているが、学生が鳴門市の乳幼児健診や医院等歯科医師会にもお世話になり感謝している。学生の教育等をしていただくことで、その学生が将来、地域医療の担い手の一員となってくれることもあるのではないかなと考えているので、その辺りも少し盛り込んでいただければと思う。

会長) 第6条の「市の責務」第2号で徳島県の保健医療計画を基本として施策を実施するとなっているが、この表現で、今後策定される「地域医療構想」の内容をふまえることになるのか。

委員) 保健医療計画については、第6次計画が平成25年4月から来年度までの5か年計画となっている。第7次の計画に向けても、国では医療計画の改定に向けてのあり方検討会も始まっている。この医療計画の柱としては、5疾病、5事業、在宅医療と言って、がん、急性心筋梗塞、脳卒中、そして徳島県で死亡率の高い糖尿病、そして、うつ、認知症を含めた精神疾患の5つの病気が大きな柱となっている。5つの事業とは、救急医療、小児救急等を含めた小児医療、出産等前後を含めた周産期医療、へき地医療、それと災害医療が5つの事業。それに在宅医療が大きな柱。これらについては、次の計画でも引き継がれていく。「地域医療構想」は、団塊の世代が一番ピークを迎える2025年を1つの目標に、最適で、必要とされる医療提供体制をどう捉えていくかというもので、医療計画の一部に位置づけられている。

会長) 「市の責務」の表現だが、第2号は保健医療計画にのっとなって実施するということが、第1号も同じ形にすると、健康増進計画「健康なると21」を基本として実施という表現になるが、そうしなかった理由はあるのか。計画に沿って実施しますというのは、不親切に思う。どちらかというとなら第1号のような表現が良いと思うが、第1号と第2号については、表現の仕方が違うので、スタンスを合わせると良いかと思う。

事務局) 次回までに調整する。

(2) 条例の名称について

～事務局より説明～

会 長) 条例審議会の名称そのものが、「地域の医療を地域で守るための条例」ということでスタートしたが、審議、議論を重ねた中で、「健康づくり」を入れることとなってきた。素案についても、前文、目的、基本理念等々すべて「健康づくり」と「地域医療の確保」の2つの構成になっているので、それにふさわしい名称にする必要がある。次回開催までに、名称、条文について事務局までご意見をいただけたらと思う。

次回は、今回の意見を元に、事務局で手直しをして、再度提出していただき、さらに審議を深めていきたいと思う。